

令和7年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第10号	令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	1
議案第11号	令和7年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	3
議案第12号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
認定第1号	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11
認定第2号	令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	19

議案第 10 号

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,315 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,637,173 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 25 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		100,000	24,315	124,315
	1 繰越金	100,000	24,315	124,315
歳入合計		2,612,858	24,315	2,637,173

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,327,176	24,315	1,351,491
	1 社会福祉費	1,327,176	24,315	1,351,491
歳出合計		2,612,858	24,315	2,637,173

議案第 11 号

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,423,897 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,084,599,550 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 25 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		221,365,087	750,037	222,115,124
	1 市町村負担金	221,365,087	750,037	222,115,124
3 県支出金		90,655,135	107,714	90,762,849
	1 県負担金	89,587,361	107,714	89,695,075
9 繰越金		5,324,146	8,566,146	13,890,292
	1 繰越金	5,324,146	8,566,146	13,890,292
歳入合計		1,075,175,653	9,423,897	1,084,599,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		1,067,258,000	0	1,067,258,000
	1 療養諸費	996,194,157	0	996,194,157
8 諸支出金		180,302	9,423,897	9,604,199
	1 償還金及び還付加算金等	180,301	9,423,897	9,604,198
歳出合計		1,075,175,653	9,423,897	1,084,599,550

議案第 12 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 25 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一
部改正等により、部分休業の多様化に係る関係規定を整備するとともに、
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるため、こ
の条例を定めようとするものである。

Handwritten text in cursive script, likely a letter or document. The text is written in dark ink on a light background. It appears to be a formal or semi-formal communication, possibly a letter of introduction or a business correspondence. The handwriting is fluid and characteristic of the 18th or 19th century.

Handwritten text in cursive script, continuing the letter or document. The text is written in dark ink on a light background. It appears to be a formal or semi-formal communication, possibly a letter of introduction or a business correspondence. The handwriting is fluid and characteristic of the 18th or 19th century.

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条
例(平成19年広域連合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出(以下「請求等」という。)」
を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業
等に関する条例(平成19年広域連合条例第18号。以下「育児休業条例」
という。)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定によ
る申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対し
て、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい
て「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるため
の措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」とい
う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育
児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に
発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立
の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認す
るための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において
「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる

措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第18条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げ

る場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 3 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第 18 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

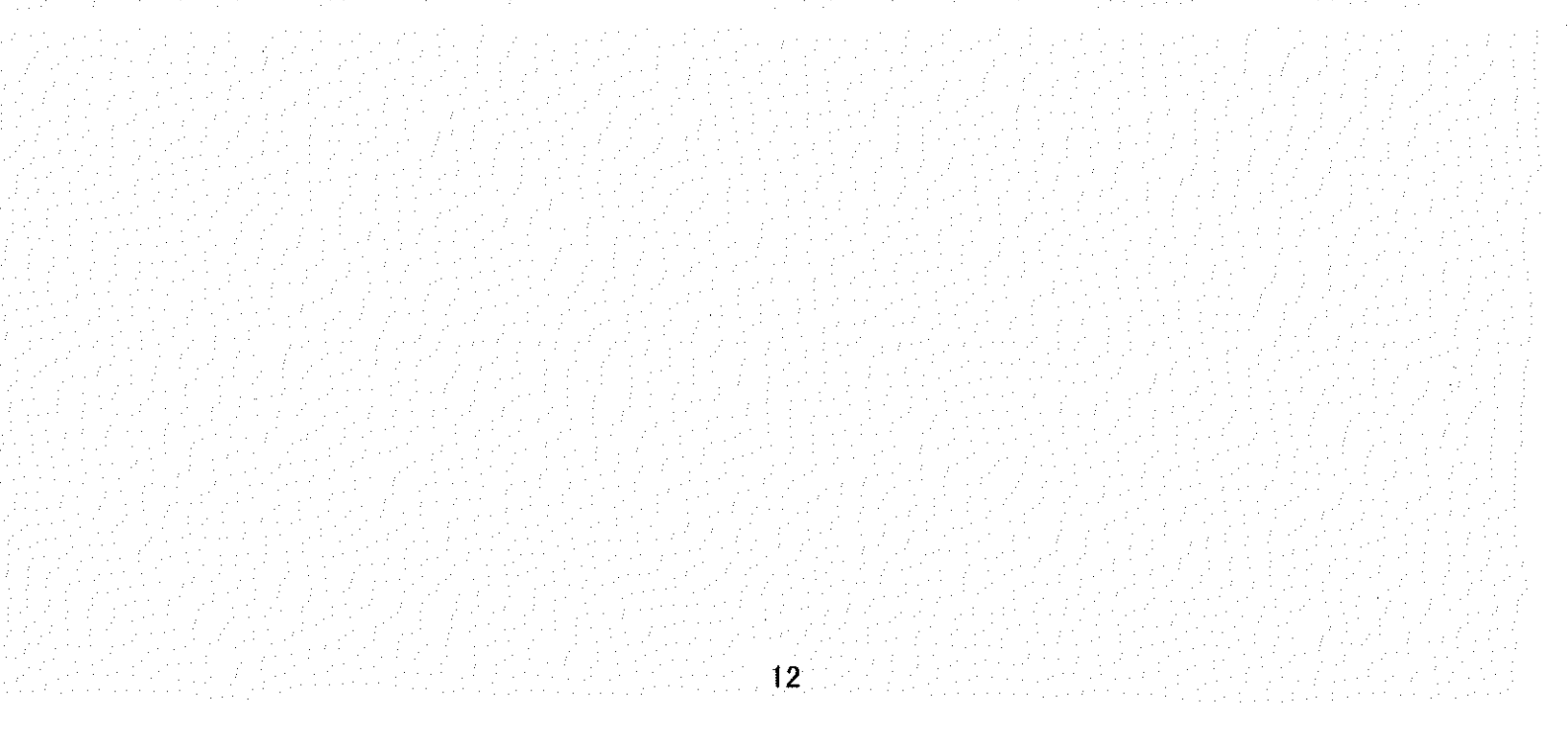
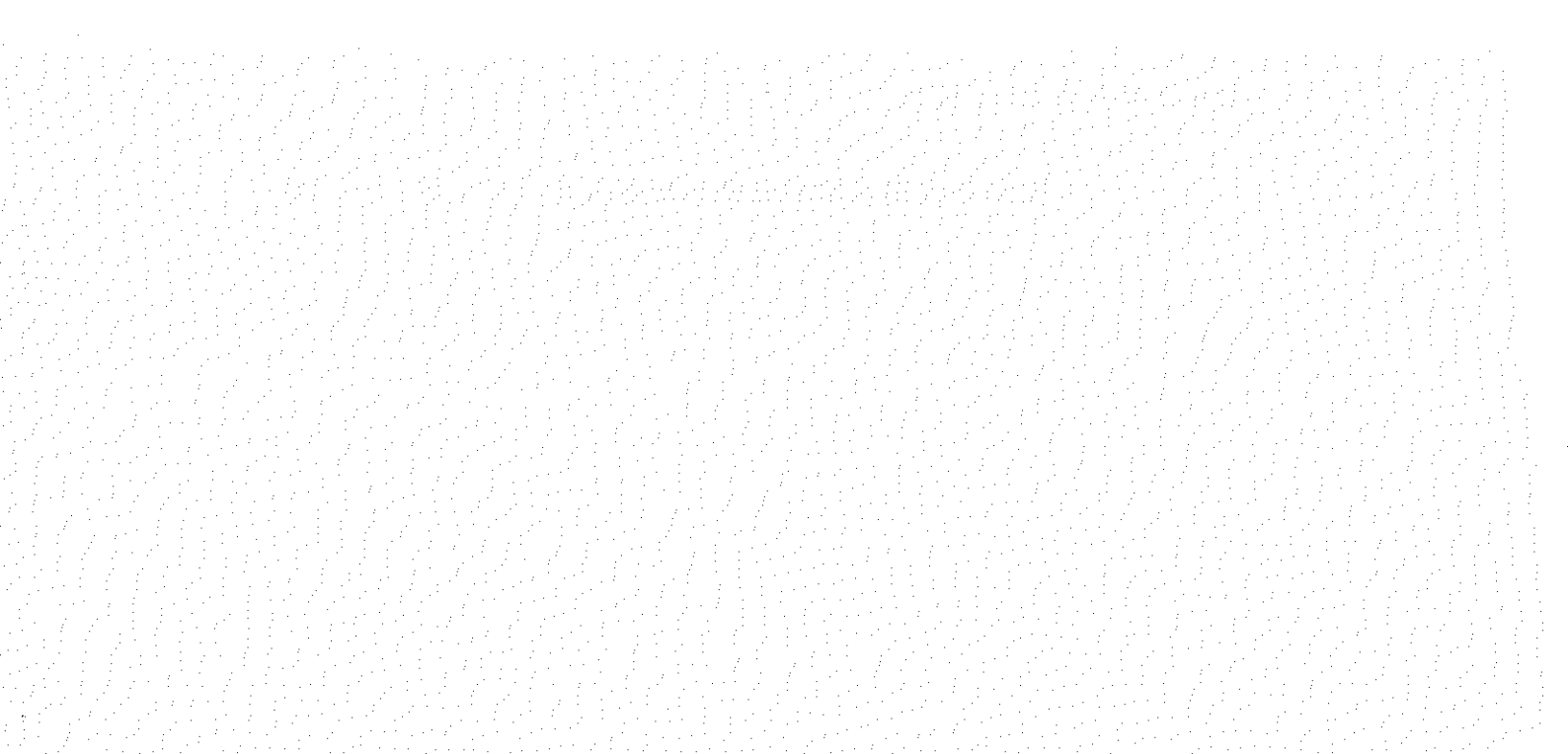
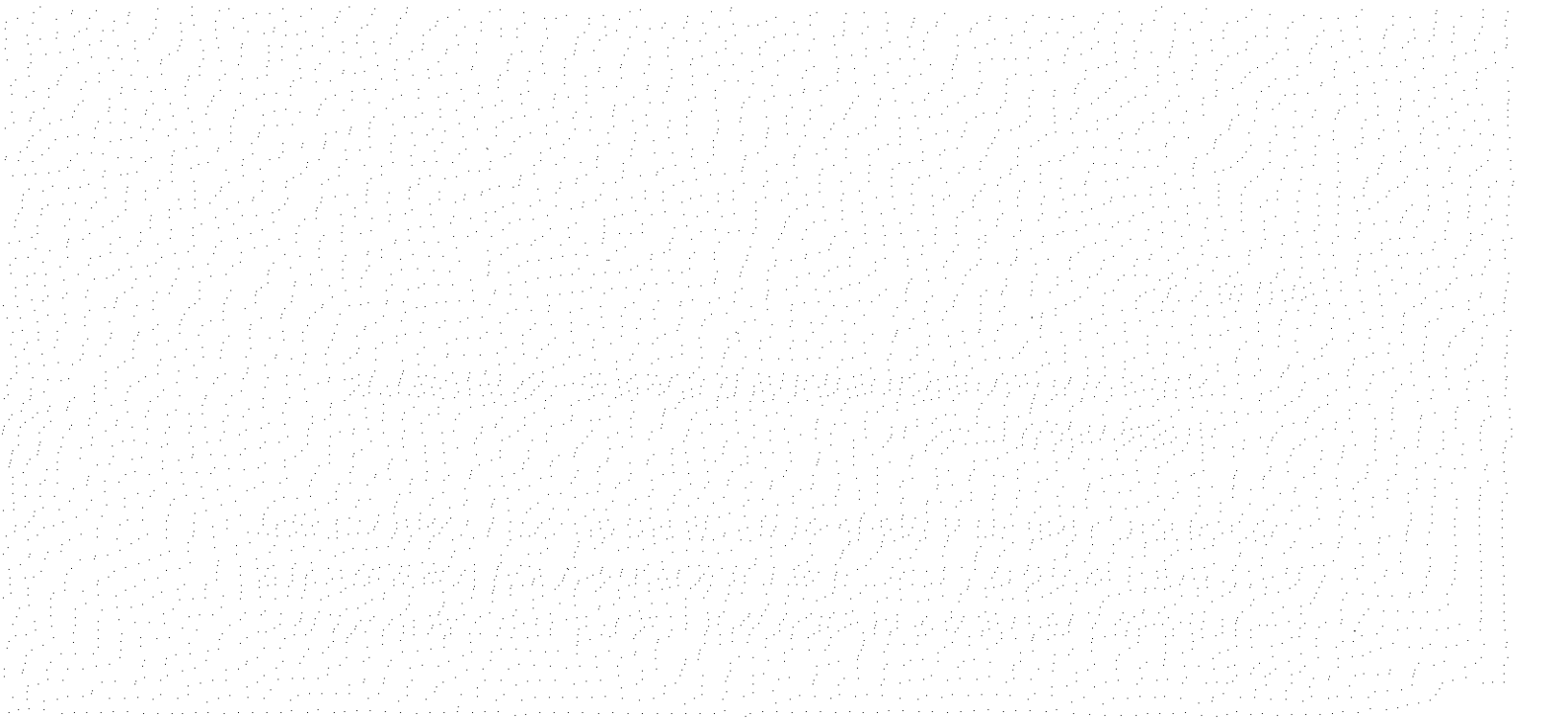
認定第 1 号

令和 6 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳
出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法
第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度愛知県後期高齢者医療広域連
合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎



令和6年度
一般会計
歳入歳出決算書

愛知県後期高齢者医療広域連合

令和6年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		2,047,297,000	2,047,297,000
	1 負担金	2,047,297,000	2,047,297,000
2 国庫支出金		205,947,000	341,591,000
	1 国庫補助金	205,947,000	341,591,000
3 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
4 繰入金		1,000	0
	1 特別会計繰入金	1,000	0
5 繰越金		260,884,000	260,884,805
	1 繰越金	260,884,000	260,884,805
6 諸収入		6,064,000	3,613,044
	1 預金利子	30,000	375,138
	2 雑入	6,034,000	3,237,906
歳 入 合 計		2,520,194,000	2,653,385,849

78

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
2,047,297,000	0	0	0
2,047,297,000	0	0	0
341,591,000	0	0	135,644,000
341,591,000	0	0	135,644,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
260,884,805	0	0	805
260,884,805	0	0	805
3,613,044	0	0	△2,450,956
375,138	0	0	345,138
3,237,906	0	0	△2,796,094
2,653,385,849	0	0	133,191,849

令和6年度一般会計歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予算現額	支出済額
1 議会費		4,229,000	3,788,122
	1 議会費	4,229,000	3,788,122
2 総務費		1,401,992,000	1,347,494,479
	1 総務管理費	1,401,726,000	1,347,298,555
	2 選挙費	38,000	0
	3 監査委員費	228,000	195,924
3 民生費		1,112,972,000	1,040,969,199
	1 社会福祉費	1,112,972,000	1,040,969,199
4 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
5 予備費		1,000,000	0
	1 予備費	1,000,000	0
歳 出 合 計		2,520,194,000	2,392,251,800

歳入歳出差引残額

261,134,049 円

(単位：円)

翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額との比較
継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
0	0	0	440,878	440,878
0	0	0	440,878	440,878
0	0	0	54,497,521	54,497,521
0	0	0	54,427,445	54,427,445
0	0	0	38,000	38,000
0	0	0	32,076	32,076
0	0	0	72,002,801	72,002,801
0	0	0	72,002,801	72,002,801
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	127,942,200	127,942,200

令和 7年 8月25日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

広 沢 一 郎

認定第 2 号

令和 6 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法
第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度愛知県後期高齢者医療広域連
合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け
て議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

令和6年度
後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算書

愛知県後期高齢者医療広域連合

令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 市町村支出金		214,434,862,000	215,394,168,770
	1 市町村負担金	214,434,862,000	215,394,168,770
2 国庫支出金		307,073,116,000	312,118,499,794
	1 国庫負担金	242,764,708,000	244,409,445,044
	2 国庫補助金	64,308,408,000	67,709,054,750
3 県支出金		86,798,439,000	85,870,420,609
	1 県負担金	85,755,154,000	84,827,135,609
	2 県財政安定化基金支出金	1,043,285,000	1,043,285,000
4 支払基金交付金		414,562,005,000	409,907,468,000
	1 支払基金交付金	414,562,005,000	409,907,468,000
5 特別高額医療費共同事業 交付金		821,961,000	823,177,100
	1 特別高額医療費共同事業交付金	821,961,000	823,177,100
6 財産収入		1,207,000	1,206,850
	1 財産運用収入	1,207,000	1,206,850
7 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
8 繰入金		900,866,000	900,597,506
	1 一般会計繰入金	866,000	597,506
	2 基金繰入金	900,000,000	900,000,000
9 繰越金		21,446,825,000	21,446,825,672
	1 繰越金	21,446,825,000	21,446,825,672
10 県財政安定化基金借入金		1,000	0
	1 県財政安定化基金借入金	1,000	0
11 諸収入		1,166,375,000	1,513,550,724
	1 延滞金及び過料	2,000	0
	2 預金利子	9,970,000	155,932,345
	3 雑入	1,156,403,000	1,357,618,379
歳 入 合 計		1,047,205,658,000	1,047,975,915,025

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
215,394,168,770	0	0	959,306,770
215,394,168,770	0	0	959,306,770
312,118,499,794	0	0	5,045,383,794
244,409,445,044	0	0	1,644,737,044
67,709,054,750	0	0	3,400,646,750
85,870,420,609	0	0	△928,018,391
84,827,135,609	0	0	△928,018,391
1,043,285,000	0	0	0
409,907,468,000	0	0	△4,654,537,000
409,907,468,000	0	0	△4,654,537,000
823,177,100	0	0	1,216,100
823,177,100	0	0	1,216,100
1,206,850	0	0	△150
1,206,850	0	0	△150
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
900,597,506	0	0	△268,494
597,506	0	0	△268,494
900,000,000	0	0	0
21,446,825,672	0	0	672
21,446,825,672	0	0	672
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
1,492,861,578	3,824,818	16,864,328	326,486,578
0	0	0	△2,000
155,932,345	0	0	145,962,345
1,336,929,233	3,824,818	16,864,328	180,526,233
1,047,955,225,879	3,824,818	16,864,328	749,567,879

令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予算現額	支出済額
1 保険給付費		1,021,607,192,000	1,006,004,073,885
	1 療養諸費	951,303,314,000	935,828,252,424
	2 高額療養諸費	67,099,987,000	66,987,861,402
	3 その他医療給付費	3,203,891,000	3,187,960,059
2 県財政安定化基金拠出金		425,302,000	425,301,855
	1 県財政安定化基金拠出金	425,302,000	425,301,855
3 特別高額医療費共同事業拠出金		783,277,000	646,686,414
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	783,277,000	646,686,414
4 支払基金拠出金		720,383,000	720,381,063
	1 支払基金拠出金	720,383,000	720,381,063
5 保健事業費		5,140,721,000	4,595,371,695
	1 健康保持増進事業費	5,140,721,000	4,595,371,695
6 基金積立金		1,208,000	1,206,850
	1 基金積立金	1,208,000	1,206,850
7 公債費		28,639,000	0
	1 公債費	28,639,000	0
8 諸支出金		4,276,549,000	4,244,642,521
	1 償還金及び還付加算金等	4,276,548,000	4,244,642,521
	2 繰出金	1,000	0
9 予備費		14,222,387,000	0
	1 予備費	14,222,387,000	0
歳 出 合 計		1,047,205,658,000	1,016,637,664,283

歳入歳出差引残額

31,317,561,596 円

(単位：円)

翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額との比較
継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
0	0	0	15,603,118,115	15,603,118,115
0	0	0	15,475,061,576	15,475,061,576
0	0	0	112,125,598	112,125,598
0	0	0	15,930,941	15,930,941
0	0	0	145	145
0	0	0	145	145
0	0	0	136,590,586	136,590,586
0	0	0	136,590,586	136,590,586
0	0	0	1,937	1,937
0	0	0	1,937	1,937
0	0	0	545,349,305	545,349,305
0	0	0	545,349,305	545,349,305
0	0	0	1,150	1,150
0	0	0	1,150	1,150
0	0	0	28,639,000	28,639,000
0	0	0	28,639,000	28,639,000
0	0	0	31,906,479	31,906,479
0	0	0	31,905,479	31,905,479
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	14,222,387,000	14,222,387,000
0	0	0	14,222,387,000	14,222,387,000
0	0	0	30,567,993,717	30,567,993,717

令和 7年 8月25日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

広 沢 一 郎

